

【重要事項説明書】

(医療保険)

株式会社一灯

訪問看護ステーション花灯

【重要事項説明書】

医療保険（訪問看護・予防訪問看護）

1. 事業者概要

事業者名	株式会社一灯
所在地	大阪府堺市北区長曾根町 1624 番地 1 バンブーハイツ 102 号
事業者指定番号	9120101073362
法人代表者	武野 拓夢
電話番号	072-202-0586
法人設立日	令和 8 年 3 月 5 日

2. 事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーション花灯
所在地	大阪府堺市北区長曾根町 1624-1 バンブーハイツ 102 号
介護保険指定事業所番号	2766590786
管理者	武野 広夢
電話番号	072-202-0586
事業所開設日	令和 8 年 7 月 1 日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の立場にあった適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。
運営方針	1. 事業所は、生活の質を確保し、健康増進及び健康活動の増進・維持回復を図るとともに、安全安楽に在宅療養できるように努めるものとする。 2. 事業運営に際し、利用者の所在する市町村、居宅支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（土・日・祝、12/30～1/3：定休日）
営業時間	9：00～18：00（サービス提供時間含む）

※24 時間対応体制：緊急性・重要性のある訪問は時間外でも対応いたします。

(4) 事業所の職員体制 看護師 ： 常勤換算 2.5 名以上 事務員 ： 1 名

管 理 者	武野 広夢
職 務 内 容	1. 主治の医師の指示に基づいた適切な訪問看護・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 2. 従業員に法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行います。

3. 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容

訪問看護計画書	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 提供する具体的な内容は以下の通りです。 ① 健康状態の観察 ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事等） ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・マッサージ等） ④ 精神疾患のある利用者への看護 ⑤ 在宅生活や介護方法の指導 ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ カテーテル類の管理・床ずれの処置や予防 ⑧ その他医師の指示による医療処置

4. 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5. 提供する訪問看護サービスの利用料

- ① 事業者は、利用開始にあたり法律に定められた利用料について説明をします。
- ② 事業者は、介護保険法・高齢者医療確保法・健康保険法の適応を受けない自費がある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

【医療保険】

I 各保険により、療養費用の1割～3割をご負担いただきます。

1) 後期

高齢者医療被保険証(75歳以上)

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	被保険者証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の2割	
現役並み所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

2) その他の医療被保険者証

医療保険の定める報酬に基づいて負担額請求を行います。

II 訪問看護療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）（同一建物居住者以外 1日につき）			
看護師、保健師、助産師	週 3 日目まで		5, 550 円
	週 4 日目以降		6, 550 円
理学療法士等			5, 550 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人工膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合			12, 850 円 (月 1 回)
訪問看護基本療養費（Ⅱ）（同一建物居住者 1日につき）			
看護師、保健師、助産師	同一日に 2 人	週 3 日目まで	5, 550 円
		週 4 日目以降	6, 550 円
	同一日に 3～ 9 人	週 3 日目まで	2, 780 円
		週 4 日目以上	3, 280 円
理学療法士等	同一日に 2 人		5, 550 円
	同一日に 3～ 9 人		2, 780 円
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア、人工膀胱ケアにかかる専門の研修を受けた看護師による場合			12, 850 円 (月 1 回)
訪問看護基本療養費(Ⅲ)			
入院患者の外泊中の訪問看護			8, 500 円

訪問看護管理療養費(1日につき)		
月の初日	イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,760円
	ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,460円
	ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3.4	9,030円
	二 イからハまで以外の場合	7,710円
2日目以降	イ 単一建物居住利用者が20人未満	3,010円
	ロ 単一建物巨樹20人以上50人未満(月15日まで)	2,510円

ハ	単一建物巨樹 20 人以上 50 人未満(月 16～24 日)	2,310 円
二	単一建物巨樹 20 人以上 50 人未満(月 25 日以降)	2,210 円

Ⅲ 加算等

サービス加算	金額
24 時間対応体制加算＊ 休日や夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時等に電話で看護に関する意見を求めることができ、ご希望時・必要時には訪問対応いたします。	6,800 円/月
退院時共同指導加算：(1 回/がん末期等は 2 回まで) 病院や介護老人保健施設の退院、退所にあたって、訪問看護ステーションの看護師などが入院機関等の医師や看護師等と共同して在宅療養生活の指導を行い、文書（電磁的方法を含む。）で指導内容を提供した場合 特別管理指導加算： 特別管理加算の対象者の場合、退院時共同指導加算に上乗せする。	8,000 円 2,000 円
退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合	6,000 円 (長時間) 8,400 円
特別管理指導加算（7 頁に記載） (Ⅰ) 重症度の高いもの (Ⅱ) 別厚生労働省が定める状態等	5,000 円/月 2,500 円/月
難病等複数回訪問加算 ・1 日 2 回 ・1 日 3 回以上	4,500 円 8,000 円
長時間訪問看護加算(1 時間 30 分を超える場合) 特別管理加算の対象者・特別訪問看護指示書が交付されている期間は 1 回/週まで算定可能	5,200 円
複数名訪問看護加算(1 日 2 人まで) イ 看護師と訪問 (1 日/週) ロ 准看護師と訪問 (1 日/週) ハ その他職員と訪問 (3 回/週、③を除く) 二 その他職員と訪問 (厚生労働大臣が定める場合に限る) (1) 1 回/1 日 (2) 2 回/1 日 (3) 3 回/1 日以上 ①厚生労働大臣が定める疾病等 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている者 ③特別管理加算の対象者 ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 ⑤一人での看護が困難である場合 ⑥その他状況判断で①～④に準ずると認められる者	イ) 4,500 円 ロ) 3,800 円 ハ) 3,000 円 ニ) 3,000 円 6,000 円 10,000 円

専門管理加算 緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行います。	2,500 円/月
緊急時訪問看護加算 イ) 月 14 日目まで 緊急時訪問看護加算 ロ) 月 15 日目以降 利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急訪問を行った場合 (主治医が対応しない夜間等において、連携する医療機関の指示での緊急訪問の場合も算定できる)	イ) 2,650 円 ロ) 2,000 円
夜間・早朝訪問看護加算(夜間：18～22 時、早朝：6～8 時)：1 日 2 人まで	2,100 円
深夜訪問看護加算(深夜：22 時～6 時)：1 日 2 人まで	4,200 円
在宅患者連携指導加算(月 1 回)	3,000 円
在宅患者緊急時などカンファレンス加算(月 2 回まで)	2,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費(介護保険との通算可能) (死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを行った場合・退院支援指導加算の算定に係る指導日を含む) ターミナルケアとは、ご自宅で終末期を過ごしたいとお考えの方に、少しでも安心して安楽にお過ごしいただけるように、訪問看護の体制・多職種連携を強化しお手伝いいたします。	25,000 円
訪問看護情報提供療養費 1(市町村または指定特定相談支援事業者等)	1,500 円/月
訪問看護情報提供療養費 2(保育所等・義務教育諸学校・高等学校等)	1,500 円/月
訪問看護情報提供療養費 3(主治医)：入院、入所において	1,500 円/月
ベースアップ評価料 I	1050 円/月
訪問看護医療 D X 情報活用加算	50 円/月

□厚生労働大臣が定める疾病等特掲診療科(別表第 7)

- ・ 末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症
- ・ 脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症
- ・ パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病：ホーエンヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)
- ・ 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)
- ・ プリオン病、亜急性硬化性全脳炎・ライソゾーム病・副腎白質ジストロフィー
- ・ 脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群
- ・ 頸髄損傷・人工呼吸器を使用している状態の者(慢性心不全の患者で「在宅人工呼吸指導管理」、「人工呼吸器管理加算の 2」を算定している場合はこの「人工呼吸器」に該当する。)

□特別管理加算の対象者 特掲診療料(別表第 8)

- (I)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導 管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者

(Ⅱ)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門、または人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡の状態にある者、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態にある者

6. その他の費用

交 通 費	サービス提供地域の訪問に関しては、交通費は無料
キャンセル料	当日無断キャンセル：費用を全額負担していただきます。 キャンセル連絡あり：無料
エンゼルケア	20000 円徴収致します。（ご希望時）

7. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

請 求 方 法	1. 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛てに郵送もしくは手渡しいたします。
支 払 い 方 法	1. 請求月の期日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 ア 事業者指定口座への振り込み イ 利用者指定口座からの自動振替 ウ 現金支払い 2. 支払い確認日以降に領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（※医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促か14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただきます。

8. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

担 当 者	相談担当者氏名	武野 広夢
	連絡先電話番号	072-202-0586
	F A X 番 号	072-355-9568
	受付日及び受付時間	月～金曜日 9：00～18：00

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

9. 提供する訪問看護サービス

- (1) サービスの提供に先立って、被保険者証に記載された内容（被保険者資格）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示並びに利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。
- (6) 訪問看護師等は、常に身分証を携行し利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

虐待防止に関する責任者は下記の通り。

虐待防止に関する責任者	管理者：武野 広夢
-------------	-----------

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 従業員へ委員会結果を周知します。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的（年1回）に実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 事業者は、利用者及び家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2)事業所が得た利用者及び家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は必要に応じて利用者または代理人の了承を得るものとする。

(3)事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(4)また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

12. 身体的拘束等の適正化

(1)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

(2)やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族に同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3)定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

13. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

14. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 堺市健康福祉局 長寿社会部介護保険課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513 受付時間 平日 9:00～17:30 ※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く
--	--

事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保 険 名：株式会社メディカル保険サービス 保障の概要：賠償責任保険

15. 衛生管理・感染症対策等

(1)看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 訪問時の前後、処置前後は手指消毒により感染予防します。
- (3) 事業所の設備及び備品等について、清潔管理に努めます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 訪問中止等(以下の場合は、訪問看護を中止させて頂く場合があります。)

- (1) 各種警報が発令された時。
- (2) 感染症等により訪問看護員が訪問看護困難と判断した時。
- (3) 訪問看護員に対するハラスメント（モラルハラスメント、セクシャルハラスメント）等の行為が確認され訪問看護困難と判断した時。

17. 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画・介護予防訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に送付します。

18. サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日や内容を記録に残します。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。
- (3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- (4) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

19. 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. オンライン資格確認について

- (1) 訪問看護職員が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施します。
- (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 マイナ保険証がない場合は、健康保険証や資格確認書により資格確認を行います。

21. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 1. 速やかに事故内容を管理者へ報告する
 2. 管理者は自己内容を調査し、利用者及び家族、各関係者へ報告・資材を行う。
 3. 損害を与えた場合は、必要に応じ損害賠償対応を行う。
 4. 情報漏洩、事故、虐待内容に関して会議を開催し、迅速に解決策を講じるものとする。
 5. 関係各所、行政へ届出をする。

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション花灯	所在地 堺市北区長曾根町 1624-1 バンブーハイツ 102 号 電話番号 072-202-0586 受付時間 平日 9:00～18:00 ※土・日・祝日、年末年始（12月30日～1月3日）除く
【市町村（保険者）の窓口】 堺市健康福祉局 長寿社会部介護保険課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513 受付時間 平日 9:00～17:30 ※土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く
大阪府国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 大阪大通 FN ビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間 平日 9:00～17:30 ※土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く